

令和 6 年 第 1 1 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和6年第11回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和6年11月21日（木） 午後1時00分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階委員会室

1. 出席者	教 育 長	藤 迫 稔 君
	代 表 教 育 委 員	
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 元 行 博 君
	委 員	高 橋 太 朗 君
	委 員	酒 井 康 生 君
	委 員	飯 田 ひ と み 君
	委 員	荒 木 友 博 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長	久 下 和 宏 君
子ども未来創造局長	藪 本 正 博 君
子ども未来創造局 担 当 部 長	今 中 美 穂 君
子ども未来創造局 担 当 部 長	浅 井 文 彦 君
子ども未来創造局 小中一貫教育推進監兼副部長	柴 田 大 君
子ども未来創造局 学 校 教 育 監	高 取 貞 光 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長	濱 口 悟 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長	山 田 睦 美 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長	村 田 麻 子 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長	遠 近 高 明 君
教 育 政 策 室 長	渡 邊 弘 君

放課後子ども支援室長
青少年育成室担当室長
児童生徒指導室長
学校教育室長
保育幼稚園利用室長
生涯学習・市民活動室長
保健スポーツ室長

六 島 拓 也 君
三 島 新 平 君
赤 城 龍 一 君
新 井 邦 子 君
森 川 祥 充 君
谷 尾 吉 章 君
徳 留 圭 吾 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事
教 育 政 策 室

中 村 友 美 君
山 田 麻 衣 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市立幼稚園条例施行規則等改正の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件
- 日程第 5 独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の徴収に関する要綱制定の件
- 日程第 6 保育対策総合支援事業費補助金を活用した賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱制定の件
- 日程第 7 令和6年度箕面子どもステップアップ調査結果報告の件
- 日程第 8 箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者の指定の件
- 日程第 9 箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱改正の件
- 日程第 10 納付金等支払請求並びに動産の引渡し及び撤去請求に係る訴えの提起の件
- 日程第 11 箕面市立生涯学習センターの指定管理者の指定の件
- 日程第 12 箕面市教育委員会の所管に係る令和6年度一般会計補正予算(第7号)の件
- 日程第 13 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 14 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(午後1時開会)

○教育長(藤迫稔君) : ただ今から、令和6年第11回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長(藤迫稔君) : ただ今の報告とおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長(藤迫稔君) : それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、山元代表教育委員を指定いたします。

○教育長(藤迫稔君) : 次に、日程第2「教育長報告」を行います。まず、教育委員会委員関係ですが、体育祭、運動会それぞれに出務いただきました。どちらも雨の都合で中断したり順延したりしましたが、ご協力ありがとうございました。また、今期は精力的に視察にいきました。10月31日には西南図書館に、11月7日には第三中学校に視察にいきました。ここでは教職員との懇談ということで、第三中学校だけではなく、第三中学校区の南小学校、西南小

学校の教職員にも出務いただき、小中一貫教育を主なテーマとして議論をしていただきました。11月10日の戦没者追悼式については、山元代表教育委員に出務いただきました。次に教育長関係については1点申し上げます。由利本荘市に10月31日から市長と行って参りました。由利本荘市の学力が高いということで、もともと教育の連携を結んでいますが、現地で改めて家庭学習や学習規律、また授業としてはALTが入った英語の授業からタブレットを使った体育の授業などを見させていただきました。施設としても矢島中学校は珍しかたちで、校舎一体型の小中高連携校です。我々も小中一貫教育をしていく上での参考にさせていただきました。次に大阪府都市教育長協議会秋季研修会が11月8日にカップヌードルミュージアム大阪池田でありました。白井智子さんの講演は「誰も取り残されない教育を目指して」というテーマでした。不登校の子どもたちの居場所について、非常に興味深い示唆をいただいたところです。また、11月13日の近畿市町村教育委員会研修大会はオンラインでしたが、「コミュニティースクール」、「多様な学びの支援について」、「ほっとステーションの運用について」など、いずれも興味のある事例を伺いました。ぜひ参考にしたいと思います。行事報告については、10月28日に、自然体験活動「ゆずる遠足」という新たな取り組みをしました。不登校、学校に行きづらい児童生徒の環境を少し変えて家庭から出てもらいたいということで、オルタナの森・Minohで初めて行いました。保護者と一緒に12人のかたに参加していただきました。私は当日の様子を見ておりませんが、楽しそうだったと伺っています。終了後のアンケートを見ますと、保護者も本人も肯定的な意見が多く、「また次の機会があるのならぜひ行きたい」、「ぜひやってほしい」、「今度はこのようなことをしたい」ということで、積極的なアンケート結果が見えたので、ぜひ続けていき、もう少し拡大してできないかと検討したいと思います。また、1名の子どもは今まで学校に全く来られていなかったのですが、このゆずる遠足を契機に登校できるようになったという嬉しい結果も出ておりますので、ぜひもう少し膨らませられないのかなということを考えていきたいと思います。以上、教育長報告といたします。

○教育長（藤迫稔君）： 何かご質問・ご意見ございますか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。

○代表教育委員（山元行博君）： まず、日程第3、報告第73号「箕面市立幼稚園条例施行規則等改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、箕面市災害時における特別対応に関する条例の改正に伴い関係規定を整理するため、箕面市立幼稚園条例施行規則等の改正をする必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。箕面市立幼稚園条例施行規則、箕面市教育委員会公告式規則及び箕面市災害時における特別対応に関する箕面市教育委員会規則中、箕面市災害時における特別対応に関する条例の改正に伴う条ずれを整理したものです。なお、本規則は、条例の公布日と合わせて令和6年10月29日から施行しております。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第73号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第4、報告第74号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長： 本件は、箕面市立総合運動場条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、関係規定を整備するため、箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。箕面市立総合運動場条例の中で、「水泳・水遊場」に関する規定を削除したため、本規則別表第一中保健スポーツ室の分掌事務のうち「五 総合水泳・水遊場の整備に関すること。」という号を削除するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第74号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第5、議案第95号「独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の徴収に関する要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長　：　本件は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項の規定に基づき、児童生徒の保護者から徴収する、同センターの共済掛金の額等について、必要な事項を定めるため、要綱の制定をご提案するものです。実際の共済掛金の額や免除規定等は、先ほど申しました独立行政法人日本スポーツ振興センター法や、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行例等の基準に基づいて定めております。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（高橋太郎君）　：　こちらについてはもともと明文化されていなかったものを明文化したものであって、保護者などにおいて何か変更が生じるようなものではないという理解でよろしいでしょうか。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長　：　おっしゃるとおり、現在内規としているものについて、改めて要綱を定めたということです。保護者のかたにご負担いただく額等については一切変更はございません。

○代表教育委員（山元行博君）　：　他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、議案第95号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第6、議案第96号「保育対策総合支援事業費補助金を活用した賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　本件は、新たに賃貸物件にて開設する民間保育所の整備費用に対し、保育対策総合支援事業費補助金を活用した補助を行うため、必要な事項を定めた本要綱の制定を提案するものです。本要綱では、国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づき、対象となる事業費のうち補助基準額を上限とする4分の3を補助することを規定しています。なお、本要綱は国の令和5年度繰越予算を活用した補助要綱であることから、令和7年3月31日で失効する旨を定めています。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）　：　要綱はこれでよいですが、どこが対象となる民間保育所か、どのような内容か、それによって我々の期待する効果や影響など説明できることがあれば共有したいのでお願いします。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　今回の要綱の対象となるのは牧落にある「どんぐり保育園」です。定員が19名で、実際子どもは21名入っています。来年の4月から、小規模園から定員40名に増やして運用し、対象につ

いても現在は0～2歳ですが、0～5歳まで拡大して運用します。その確保に伴って発生する事業費について補助を行うために本要綱を制定します。本要綱を制定することによりまして、対象が0～2歳だったのが0～5歳になり、受入れが広がるということで、本要綱は本市の待機児童対策に貢献するものというふうに考えております。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第96号を採決いたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第7、報告第75号「令和6年度箕面子どもステップアップ調査結果報告の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。

○子ども未来創造局学校教育室長： 本件は、令和6年度箕面子どもステップアップ調査結果について、報告するものです。箕面子どもステップアップ調査は全国学力学習状況調査と大阪府すくすくウォッチと箕面体力・運動能力、運動習慣等調査、箕面学力調査、学習状況・生活状況調査の全てを合わせた総称でございます。今回はこのうちの全国学力学習状況調査と大阪府すくすくウォッチと箕面体力・運動能力、運動習慣等調査についての報告をさせていただきます。まず「全国学力学習状況調査」についてですが、小学校は、国語、算数の2教科全てで全国平均及び府内平均を上回る結果となり、中学校は、国語、数学の2教科全てで平均正答率全国トップの結果となり、目標を達成しました。次に、小学校国語は、「思考力、判断力、表現力」における「読むこと」に関する問題では、全国平均正答率と比べて3.9ポイント以上、高い結果となりました。次に、「思考力、判断力、表現力」における「書くこと」に関する問題のうち、「文章の空欄に入る内容を、与えられたメモをもとにして書く」という問題に課題が見られました。このような問題では、まず条件となるテーマに関連した自分の考えや意見を述べ、次にその考えや意見のもととなった具体的な理由や事例を説明が長くならないよう簡潔にまとめ、最後に結論づけるといった表現の仕方を工夫して作成する意識が必要となります。与えられた条件に合うように自分の意見を文章等にまとめる力を高めていくため、発達段階に応じて、テーマを設定した作文等の言語活動を進めています。次に、小学校算数は、「数と計算」、「図形」、「測定変化と関係」、「データの活用」のすべての領域において、全国平均を上回る結果となりました。次に、「思考・判

断・表現」の観点における「道のりが等しくかかった時間が異なる2つの速さについて、どちらが速いかを判断し、そのわけを記述する」という問題に課題が見られました。課題の解消のためには、数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解すること、日常の事象を数理的に捉え、見通しをもち筋道を立てて考察すること、よりよい方法を見つけることなどの資質・能力が必要となります。答えを導くために必要な情報を適切に捉え、筋道を立てて考える力、図や数、言葉などで説明できる力を育むための授業づくりを進めています。次に、中学校国語は、ほぼすべての問題において、全国平均を上回る結果となりました。特に、「読むこと」に関する問題のうち「本文に書かれていることを理解するために、着目する内容を決めて要約する」問題では、全国平均正答率と比べて8.8ポイント、上回る高い結果となりました。次に、「話すこと・聞くこと」に関する問題のうち「話し合いの話題や発言を踏まえ、自分の考えを書く」という問題に課題が見られました。課題の解消のためには、日頃より、社会生活の中から話題を決め、異なる立場や考えがあることを前提に、情報を整理し伝え合う学習を積み重ねていくことが必要となります。自分の考えを相手にわかりやすく伝えることができるように、要約、説明、話し合いなどの言語活動をさらに推進していきます。次に、中学校数学は、すべての領域、観点、問題形式において、全国平均を上回る結果となりました。特に「数と式」の領域の平均正答率が全国と比べて最も大きく上回りました。次に、中学校数学では、「複数の集団のデータの分布の傾向を比較して捉え、判断の理由を数学的な表現を用いて説明する問題」に課題が見られました。このような問題では、目的に応じて分類整理された複数のグラフが表すデータを言葉と数を使って表現する力が必要となります。データを基に判断した理由を説明できるように、目的に応じた情報を精選して多角的に吟味し、検討や議論を重ねながらよりよい結論を導き出すような課題解決型の学習を進めています。次に、「大阪府すくすくウォッチのわくわく問題」についてですが、わくわく問題とは、特定の教科の枠にとらわれない教科横断型の問題です。文章や絵、図、表、グラフなどを読んで、自分の考えを書くなどの問題で、答えが1つではないものもあります。わくわく問題の小学校5年生、6年生ともに、府内平均を上回る結果となりました。しかし、「図や表、グラフ、短い文章、会話文等の内容を関連づけて、それをもとに論理的に考える」問題の正答率は、大阪府の正答率を上回りましたが、他の問題と比べると正答率が低く課題が見られました。教科横断的な問題を解く力を付けるためには、言語能力、情報活用能力、問題発見力など総合的な力を習得する必要があります。日頃から、子どもたちの疑

問や興味関心を大切にし、自ら学んでいこうとする意欲を高める取り組みが大切であると考えています。次に、「箕面体力調査」についてですが、小学校では、小4男子の「上体起こし」、小3男子女子、小4女子、小5男子女子、小6男子女子の「長座体前屈」、小3男子、小4男子、小5女子、小6男子の「反復横跳び」、小6男子の「20mシャトルラン」「50m走」で全国平均値を上回る結果となりました。体力調査の結果から見える課題を踏まえ、今後も副読本の活用や指導力向上研修会を開催するなど、体育の授業改善を進めるとともに、器械運動や陸上運動、ボール運動の技術向上のポイントをわかりやすく指導していきます。「運動が好き！楽しい！」と思える児童生徒は積極的に体育の授業に取り組むことができます。学校・家庭・地域で「すすんで運動に親しむ子ども」を育てるために、家族でスポーツ観戦をしたり、地域のスポーツ行事にも積極的に参加してもらえよう周知していきます。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： この報告書については事前に教育委員さんには見ていただいていると思いますが、私がやはり気になるのは、小学校の国語の「文章の空欄に入る内容を、与えられたメモをもとにして書く」という条件付作文、条件付記載が弱いというところです。毎年、同じことを言われていますが、これは国語だけの力ではなく、算数やほかの教科においても、問題を正しく読み解けるかどうかということが非常に重要なポイントになるのかなと思っていますので、私も問題意識を持っています。ぜひここは力入れていきたいなと思っています。また、中身と少し関係なく、教育委員さんとはまだ共有していないことなので今初めて言いますが、聞きながら思い出したため共有しておきたいなと思います。全国学力学習状況調査が2027年度から完全にCBT化する方針が出ています。そこで、この箕面子どもステップアップ調査はどうするのかという話を議論しています。やはりPISA報告でもありましたが、端末の操作能力と学力は、以前の調査で乖離があったということで、答えがわかっているかもしれませんが、端末の操作がわからないと正答率が低くなります。そのため箕面市は箕面子どもステップアップ調査があるので、そこで慣れてもらいたいなということで、当初は2025年度ぐらいからCBT化をできないかなということで検討していましたが、契約の問題や予算の問題、またデータをどうするのかという問題など、課題が多いため、今、方針としては、2027年度から全国学力学習状況調査がCBT化するとわかっていますので、少なくとも前年度の2026年度には実施したいなと思っています。早ければ2025年度の途中から何かできるならやりたいなぐらいの勢いで、今検討していますので、またいろいろなことをご相談させていただきたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○委員（高橋太郎君）：運動について、前回も同じようなことをお伝えしたためもう一度同じ話になると思いますが、50メートル走が全国と比べて非常に遅いところが気になっています。私の個人的な考えですが、他の運動能力と比べて、やはり走る能力は、災害があったときなどに生存能力に直結する部分だと思っています。やはり走るの速いことに越したことはないと思っています。単純に平均値なのでこの数値が出ているというところはあると思います。1日の運動する時間などの表を見ていくと、「なるほど」と思うところもありますが、ぜひ走ることに関しては、今まで以上に力を入れていただきたいなと思っています。やはり都会と違って、比較的、運動量などもある方だと思います。箕面市は町の中にも傾斜が結構あり、運動が不足するような地域ではないと思いますので、ここを伸ばしていけるような努力をしていただければと思っています。ぜひよろしくお願いします。

○教育長（藤迫稔君）：運動会と体育祭を見て感じられているかもしれませんが、ゴールの前でスピードを緩める傾向にあります。私もずっと言っていますがなかなか徹底できていないところです。ゴールの先まで全力で走るように指導してほしいと学校に言っています。運動会も同様ですが、ゴールテープの前でスピードを緩めています。そのため、体力測定するときもきっと50メートルのゴールの直前で緩めていると思います。そうではなく、ゴールの先をめざして全力で走るように、ゴールの前でスピードを緩めず、突っ切るように改めて指導していきたいと思っています。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○委員（飯田ひとみ君）：「大阪府すくすくウォッチのわくわく問題」のような横断的な問題は、社会課題を感じて、解決する方法を考えるために、絶対に必要だと思います。ここで平均点以上を取られているため、非常によいと思いますが、日々の学習の中でこのような取り組みはされていますか。

○子ども未来創造局学校教育室長：日々の学習の中でどのように取り組んでいるのかというご質問だったと思いますが、教科横断的に取り組んでいます。特に論理的な思考が必要となる問題が今回の問題にもありましたが、論理的な思考を育む教育であるプログラミング教育等で多角的に考えるなど、各教科の中で多角的に考える学習を取り入れて実施しているところです。それが今回のテストの結果に結びついたかどうかわかりませんが、それぞれの教科でそのような学習をする場面がありますので、引き続き力を入れて学習していくようにしたいと思っています。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第8、議案第97号「箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者の指定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局青少年育成室担当室長に求

めます。

○子ども未来創造局青少年育成室担当室長　：　本件は、地方自治法第244条の2第6項及び箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例第4条第4項の規定により箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者の指定に係る件を、箕面市長へ要請するため、ご提案するものです。箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者について、令和7年1月1日から令和14年12月31日まで一般財団法人大阪府青少年活動財団を指定しようとするもので、指定管理料は年間2,500万円、8年間で2億円となっています。選定理由は、一般財団法人大阪府青少年活動財団は、自然体験や野外活動を通じた青少年の健全な育成事業において豊富な実績を有し、同センターの設置目的を効果的に達成できると判断したためでございます。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、議案第97号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第9、議案第98号「箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局青少年育成室担当室長に求めます。

○子ども未来創造局青少年育成室担当室長　：　本件は、令和7年1月1日から、箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者を新たに指定することに伴い、青少年教学の森野外活動センターを利用する青少年健全育成団体等に対して、交付金を交付することで青少年健全育成活動を支援する要綱について改正する必要性が生じたため、ご提案するものです。センターの更なる利用促進を図るため、新たに利用料金及びキャンセル料の全額補助の対象となる市内団体として「市立保育所、市立幼稚園、市立認定こども園、市立小学校及び市立中学校、民間事業者が市内に設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園、私立小学校及び私立中学校」を加えるとともに、利用料金及びキャンセル料の一部補助の対象となる市内団体に「私立小学校及び私立中学校のPTA及び保護者会」を追加することです。また、宿泊・日帰りの利用料金変更に伴い、交付金額を設定するための別表を改正すること、併せて様式の整理のために要綱を改正するものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）　：　先ほどの議案のときに質問すればよかったのですが、今の状況はどのような感じなのか報告できますか。

○子ども未来創造局青少年育成室担当室長　：　今現在暫定の指定管理者は今回提案させていただいております一般財団法人大阪府青少年活動財団と同じ団体でございますが、7月から丁寧に利用者に対して対応することで、予約者に対しても満足のいくような利用を行っているところでございます。またこども会の利用につきましても積極的に使っていただいております、先ほどもお話が少しありましたが、不登校を対象とした事業のタイアップをして、より活性化をめざして順調に進めているところでございます。

○教育長（藤迫稔君）　：　今、説明があったように、おかげさまで大変順調のようで、今回提案をさせていただく要綱の改正も、「多くの子どもたちに使っていただきたい」、「公立や民間を問わず、すべての箕面の子どもたちに使っていただきたい」という思いを込めています。反省の意味を込めて言いますが、本来の条例の趣旨に沿ったかたちで、「多くの子どもたち、また子どもたちに付き添う保護者のみなさんに喜んでいただけるような施設になってほしい」という原点に戻った思いも込めて、今回の要綱の改正はさせていただいておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）　：　他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、議案第98号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第10、議案第99号「納付金等支払請求並びに動産の引渡し及び撤去請求に係る訴えの提起の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局青少年育成室担当室長に求めます。

○子ども未来創造局青少年育成室担当室長　：　本件は、箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者に係る納付金等支払請求並びに動産の引渡し及び撤去請求に係る訴えの提起の件を、箕面市長へ要請するため、ご提案するものです。主な内容といたしましては、「株式会社OUTDOOR LIVING」が、箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者であった期間における令和5年4月から令和6年6月までの納付金1,666万6,666円、令和5年度の行政財産使用料265万8,209円及び令和5年8月から令和6年5月までの箕面新稲の森の土地の貸付料650万7,150円を支払わなかったため、相手がたに未払金を請求しましたが応じなかったため、当該未払金、納付金及び貸付料の遅延損害金、行政財産使用料の督促に係る督促手数料並びに行政財産使用料の延滞金を支払うよう訴えを提起するものでございます。また、箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者の指定の取消し

に伴う動産の引渡し及び相手がたが所有する動産の撤去を相手がたに請求しましたが応じなかったため、当該引渡し及び撤去の履行を求める訴えを提起するものでございます。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： これも何度か議論いただきまして、我々の反省すべき点が多々あったなというふうに申し訳なく思っています。その反省にあたって、まず訴えの提起が二点ありますが、一点目は、金額的に損害を与えた分については、法的にしっかりと返却してもらうようにするという事です。ここの部分については先ほど言いましたが、指定管理者がしっかりとやってくれています。これは指定管理者自身に何か影響が及ぶことではありません。二点目は、動産の引渡し及び動産の撤去についての今の状況ですが、我々も顧問弁護士に相談しましたが、「この動産は今の段階で手をつけないほうがよい」ということで、いくつもの使える動産があり、今すぐにでも使いたい動産がありますが、それを倉庫の中に入れてある状況です。結果として、今の指定管理者がその施設を100%有効に使っているかというのと、有効に使えていないという状況になっておりますので、この点も早く決着をつけて、より指定管理のこの施設も有効に使えるように頑張っていきたいと思えます。お詫びと今後頑張ってやっていきますということで進めさせていただきます。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○委員（高橋太郎君）： 先ほどの議案のときに質問しておけばよかったのかなと思っておりますが、「株式会社OUTDOOR LIVING」に指定管理を依頼していた範囲は、施設だけではなく、おそらく道路の少し下の部分まで含めた範囲だったと思いますが、今回新たに指定管理を依頼する件についても同じ範囲でお願いするということでしょうか。

○子ども未来創造局青少年育成室担当室長： 指定管理していただく範囲につきましては同等の敷地になっております。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第99号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第11、議案第100号「箕面市立生涯学習センターの指定管理者の指定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長に求めます。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長： 本件は、地方自治法第244条の2第6項及び箕面市立生涯学習センター条例第5条第4項の規定により、箕

面市立生涯学習センターの指定管理者の指定に係る議案の提出を箕面市長に要請するため、ご提案するものでございます。指定の内容は、箕面市立中央生涯学習センター、箕面市立東生涯学習センター及び箕面市立西南生涯学習センターの3館について、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間、公益財団法人箕面市メイプル文化財団を指定しようとするものです。10年間の指定管理料は13億4,132万2千円でございます。この選定については、令和6年8月に公募しました。1団体の応募があり、箕面市立生涯学習センター指定管理者候補者選定会議を開催し、各委員で採点した結果、公益財団法人箕面市メイプル文化財団を選定したものです。また、同財団法人からは、生涯学習センターへの設備投資や芸術文化を通じた地域及び施設の活性化を図る取り組みを実施するとの特別提案を受け、指定管理期間を10年間とするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（高橋太郎君）： こちらの指定管理料につきまして、今後の物価変動も想定されているものでしょうか。また、想定されている場合は、途中で協議などを行う予定を決められていましたら、そちらについても教えてください。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長： 期間につきましては10年間ということでございますので、まず、前半の5年間につきましては、年額1億2,639万9千円を年額支払いします。後半の5年間につきましては、1億4,186万6千円を支払うようなかたちになっております。これは10年間の物価変動を用いて同じ比率で掛けさせていただいた、前半5年の平均と後半5年の平均をそれぞれ均等に割り振って支払うようなかたちになっております。ちなみに、双方で協定書を締結しまして、前半4年間におきまして、そのときの物価変動を見ながら後半5年間の物価変動比率を勘案しまして、後半の指定管理料を改めて協議するものとなっています。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第100号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第12、議案第101号「箕面市教育委員会の所管に係る令和6年度一般会計補正予算（第7号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、令和6年度当初予算編成以降の事

務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和6年度箕面市一般会計予算の補正の市長への要請を提案するものです。令和6年度箕面市一般会計補正予算第7号として、まず、学校教育につきましては、歳入におきまして太陽光発電余剰電力売却金の減額等により、779万7千円の減額を、歳出におきましては、積立金の確定、野外活動センター管理運営事業、学力保障・学習支援事業の委託料及び既設太陽光発電設備撤去事業の工事請負費の増額等のため、1億3,422万2千円の増額をそれぞれ計上しています。野外活動センター管理運営事業においては、合わせて債務負担行為補正も計上しています。次に、子育て関係につきましては、歳入におきまして、国庫補助金や市債の発行により、2,733万4千円の増額を、歳出におきまして、予防接種事業及びあいあい園移転整備事業の工事請負費等の増額のため、2億3,450万3千円の増額を、それぞれ計上しています。あいあい園移転整備事業においては継続費補正及び地方債補正も計上しています。次に、生涯学習関係につきましては、歳入におきまして、国庫補助金により、31万4千円の増額を、歳出におきまして、天然記念物食害対策事業により、47万1千円の増額を計上しています。室内温水プール整備事業においては、継続費を計上し、生涯学習センター管理運営事業及び西南図書館省エネ改修事業においては、債務負担行為補正を計上しています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： 私から一点申し上げます。室内温水プール整備事業の補正額ですが、あまりに巨額になっているなど少し驚きました。昨今の経済状況や世間の状態が常に厳しいことはよくわかります。このようになってしまっただけで済むところがあるかもしれませんが、ぜひこういうことにならないように、難しいと思いますが努力を積み重ねていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長： 今回は室内温水プール整備事業におきまして、相当の増額をお願いするところでございますが、こちらの要因といたしましては、物価高騰、労務高騰以外にも、公共施設としての障害者・高齢者対応、ろ過設備等々のバックアップ施設の確保による安全性の確保、また当初想定していなかった項目なども合わせまして、増額をお願いしているところでございます。こちらについては、今年度に事業者選定アドバイザリー業務委託により、阪急コンストラクション・マネジメント株式会社というところに事業者選定に係る公募資料等の作成及び事業契約締結補助というのを委託しています。この阪急コンストラクション・マネジメントを阪急CMと申し上げますが、阪急CMには、参考資料としまして、建設予定であります西ノ池跡地埋立工事

時の資料等を提供した上で様々な助言をいただいております。同社が複数の事業者からサウンディングを通じて収集した情報やCM業者としてのこれまでの経験・ノウハウ等を踏まえて積算されました、円滑に公募が行えるために必要・適正な概算予算について今回助言を受けた上で、補正予算を申請させていただいております。現時点におきましては、これ以上大きく補正をするような想定外項目はないと考えております。この度の件につきましては、当初の見込みから大きくずれ込むところもあり、大変申し訳ありませんが、ぜひよろしくお願いしたいと考えております。

○子ども未来創造局担当部長：この度は、非常に大きな補正予算になりまして改めてお詫び申し上げます。ただ、私どもとしましては、何とか令和8年度に温水プールを開設しまして、市民の健康増進や水泳事業に最大限に活用していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（藤迫稔君）：山元代表教育委員からご指摘ありましたように、今回の補正は規模としては大きいかなと思っています。ただ額は大きいですが、あらかじめ織り込み済みのものもあります。また、やはり事業を進める上で必要不可欠なものも含まれていますので、全体として額が大きくなっています。確かに山元代表教育委員からご指摘いただきました室内温水プール整備事業の継続費補正、あるいは学校の屋上の太陽光発電などの関係経費の補正につきましては、当初の見込みから少し想定外のことがあったという意味では特別な補正になるのかなと思っています。この間、教育委員さんにも説明をさせていただきながら、いろいろご議論いただきましたが、何とかよい方向に進めたいと思います。今、部長も言いましたが、市民のため、子どもたちのためにしっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○委員（荒木友博君）：補正予算について、先ほど教育長や山元代表教育委員がおっしゃっていましたが、見通しの甘さというところを考えると、来年以降、工事の開始にあたって、これ以上資材高騰等がないよう検討してほしいです。日本は基本的に輸入する資材が多いため、円安に伴って資材が高騰したり、高齢者や若年のかたが働くことが少ないことから労務費が高騰するなど、そのようなことはこれ以上の見通しの甘さがないか改めて検討してほしいと思います。この事業以外のことについてもですが、検討してほしいと感じたので、感想にはなりますがよろしくお願いいたします。

○委員（高橋太郎君）：既設太陽光発電設備撤去事業についてですが、なぜ撤去しないといけないのかというご説明をお願いします。

○子ども未来創造局小中一貫教育推進監兼副部長：令和5年度に設置いたしました、小・中学校18校の太陽光発電設備につきまして、国の「固定価格買取制度（FIT制度）」を活用しまして、長期休業期間中等の余剰電力を売電し

たいと考えております。これに当たりましては、省令である再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第2の3号に、既に発電を開始しているものでないことというふうに定められております。現在の小・中学校の屋上には古い太陽光発電設備がありまして、この規定の関係で、この既設の太陽光発電設備を撤去する必要性が生じたということでございます。

○委員（高橋太郎君）： その古い太陽光発電施設は使わずに、新しいものだけを使って補助金をもらうということは認められなかったということでしょうか。

○子ども未来創造局小中一貫教育推進監兼副部長： この間、近畿経済産業局と協議をしていましたが、やはり既設の部分については撤去が必要だと言われたので、今回補正予算をお願いしているという状況でございます。

○委員（高橋太郎君）： 国のルールなので仕方ないとは思いますが、余計なことにお金を使わせる国のルールは少し腹立たしいなと思います。仕方ないと思いますが、個人的な意見・感想として、このような無駄なことがなくなればよいと思います。皆さんがやっていることについては仕方ないと理解しています。

○教育長（藤迫稔君）： 我々も当初は撤去しなくてよいと見込んでいました。「過去に発電をしていないこと」という条件はわかるので、「新しく作った太陽光発電施設はまだ発電していない」、「古い太陽光発電施設はもう使わない」ということで、今の形状のままでよいと思っていましたが、国との考え方の違いがありました。我々は、前の太陽光発電施設は残しておき、新たにつける太陽光発電施設だけで話をしようとしていましたが、国のほうは、「既に横に太陽光発電施設がありますよね。これを繋げようと思えば繋がられますよね。」という考えでした。そこで非常にやりとりをしてくれて、「もう古い太陽光発電施設は絶対に使いません。」ということを伝えましたが、「古い太陽光発電施設がある限り、いくら言われても繋がたら発電できるので、完全に撤去しない限り認められません。」ということが最終的な結論でした。高橋委員がおっしゃっているとおりのことを我々は思っています。安い金額ではないので、環境保全が制度の肝であるならば、そこを中心に考えていただきたかったなということが率直なところです。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第101号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第13、報告第76号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由

を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、人事発令を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、報告第76号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第14、報告第77号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、去る令和6年10月17日に開催されました令和6年第10回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、報告第77号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）　：　他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員（山元行博君）　：　以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案7件、報告5件は、全て議了いたしました。

○教育長（藤迫稔君）　：　これをもちまして、令和6年第11回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後1時58分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 （本人自署）

委員 （本人自署）